

当判決は、一言で言えば、「原告による言説の具体的内容を特定するに足りる情報はなく（P12）」という表現で、志岐氏の主張する「検察審査会架空説」が一蹴されたものと言える。

200万円の請求に関して認められた賠償10万円ということは、私の一部敗訴、志岐氏の1/20のみ勝訴ということのなるのであろう。

原告の志岐氏としては、わずかであっても賠償が認められたということで、鬼の首を取ったように、勝訴と主張したいところであろうが、実際には、志岐氏の主張において認められたのは、志岐氏が八木に関して、「インターネット流出犯を、八木も知っていると自分が聞いた」という明らかなデマを流し、そのデマを信じたI氏が、八木の主催する「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」総会兼懇親会において、このデマを吹聴したことに関して、強く非難した6件のツイートにのみ、若干の名誉毀損性が認められるというものであった。

しかし、この、わずかに認められた部分においてすら、その判定には、実は重大な事実誤認が存在している。

志岐氏がI氏に対して、妄想としか言いようのないデマを伝えた件について、事実は「電話」での伝達であったものを、私が「メール」であると誤解して、「志岐氏がデマメールを送った」という、正確ではない表現を使った点については、明らかに私の事実誤認であり、ミステイクである。

しかし、そもそも、I氏が「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」総会兼懇親会において、志岐氏のデマを吹聴したこと自体は明らかな事実であり、また、その件について、翌日に、八木がI氏に事情を問い合わせたときに、I氏自身が明確に「志岐さんが八木さんとお話しされた時『私も知っていますよ』と言われた」とメールに書いているのだから、誰が考えても、志岐氏が、デマをI氏に話したことは明らかである。実際に、次のメールで、I氏は「八木さんに誰が流したか心当たりがないのであれば、志岐さんが私に嘘をついたということになります」と、明確に認めている。

言うまでもなく、このメールは、I氏の問題発言の翌日に送られたメールに対する、I氏のほぼ即時の返信であり、その後のメールのやり取りも1回だけであり、「拘束されての連日の過酷な取調べ」や「ノイローゼになるほどの執拗な問いただし」に対してなされたものではない。

そしてその後、2年も経ってから、I氏は、当裁判の陳述書でこのメールの記述が嘘であったと主張しはじめ、なんと、判決はそれを採用しているのだが、実際には、I氏は、志岐氏と二人三脚の検察審査会架空説提唱者で、頻繁に志岐氏と行動を共にしているだけでなく、常識的に考えればおかしいと考えるべきである「（志岐氏が、）インターネット流出犯の告白を聞いた。しかも八木もそれを知っている」という志岐氏の「耳打ち」を、得意になって公の場で拡散するほどの、志岐氏への心酔者である。

裁判になって、このI氏のメールが、八木側の証拠として提出され、あわてて、あとになって出された「あのメールの内容が事実ではなかった」というようなI氏の陳述書に信

頼性があるというのは、どう考えても無理があり、このような陳述書の信用性を重く見た判決は、重大な事実誤認をおこなっていると言える。

そもそも、この重大な判断の誤りを導いた根拠として、裁判官は、私・八木が、2年間の間、志岐氏と頻繁に連絡を取り、メールなどで情報交換をしていたかのような、志岐氏ですら主張していないような、重大な事実誤認をしているのである。

(なお、後に別訴の中で明らかになっているが、この部分に関わる法廷陳述で、志岐氏は明らかな嘘をついており、それに関して動かぬ証拠を出されて、認めざるを得なくなっている)

これらの重大な事実誤認による判決の問題については、今後、改めて明らかにしていきたいところだが、実際には、私の主張の大半は認められているうえ、賠償額がわずか10万円ということもあり、今後、これ以上の手間と時間をかけるかどうかは、なかなか悩ましいところである。

とはいえ、この判決では、当然ながら、検察審査会架空説を「妄想」と断定し、この説を全面否定した部分において、それが名誉毀損ではないという私の主張は全面的に裁判所に受け入れられているうえ、私が「志岐氏を精神異常者呼ばわりした」などという事実も一切認められず、黒藪氏の報道の正当性は、ほぼ全面的に否定された。当裁判に関して、事実と反する報道を執拗に行ったことに関する別訴では、厳しい判断を受けるであろう。